

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	覚書（案）	第2条	確認	・事後精算の対象費用として、イ〜ハで定義された費用の他に、起動・停止中の発電電力量に応じた機会費用も発生するが、当該費用も事後精算の対象になるとの理解でよいか。 ・また、当該費用の具体的な事後精算対応については、属地TSOとの個別協議で取り扱いを定めることでよいか。 （補足） ・当該費用の計上が認められる場合、イ〜ハのいずれに計上するかで対応が異なるが、弊社システムの都合上、個別の対応が必要になる可能性があるため。			「停止・再起動にかかる費用」については、単に起動費を指すものではなく、起動・停止中の発電電力量に応じた費用も含めて事後精算の対象となります。当該費用については、不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式の「停止・再起動にかかる費用」に含めてご提出をお願いします。そのうえで、「停止・再起動に係る費用」と「最低出力までの発電電力量の機会費用」を比較し、安価である方の費用を精算いたします。
2	覚書（案）	第4条	意見	・今回示された事後精算方法に対応するには、相応の準備期間が必要なため、5月第1営業日までには4月分の事後精算額の算定が完了しないケースを危惧している。 ・仮に何らかの事情で提出期限までに様式の提出が間に合わない場合、その旨を属地TSOに連絡することで、遡及精算を認めていただける認識でよいか。 ・また、事後精算は様々なパターンが想定されることから、運用が定着するまで			事後精算の対象については実需給時点 で把握することが可能であり、取引会員は事実ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
3	【提出様式】不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式	不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式	確認	・第1回制度設計・監視専門会合（2024.9.30開催）の整理では、起動費、最低出力までの発電コストについては、不落ブロックに織り込まれている当該費用を積算して精算することを『基本』としつつ、一般送配電事業者と精算額について個別協議することは妨げられていない。 ・現行の様式は入力制限されており、協議結果の反映が出来ないフォーマットになっているため、具体的な協議結果の反映方法については、属地TSOとの個別協議で取り扱いを定めることでよいか。			ご認識のとおり、「第1回制度設計・監視専門会合（2024年9月30日）資料8」の整理にもとづき、属地エリアの一般送配電事業者との個別協議を行うことは可能です。
4	覚書（案）	第4条、第5条	意見	需給調整市場（起動費他事後精算）に関する契約書の覚書（案）の第4条、第5条について、不約定単価内訳兼起動費事後精算情報や経済差替情報を、提供期間が属する月の翌月の第1営業日までにはTSOへ提出することとなっているが、提供期間が属する月の最終日に精算対象等が発生するケース等、期日までに提出が間に合わないことが考えられるため、第5営業日とするなど、一定の猶予を設定頂きたい。	「ご意見内容」に含む	「ご意見内容」に含む	事後精算の対象については実需給時点 で把握することが可能であり、取引会員は事実ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
5	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	全体	意見	火力発電所のように起動費がある電源と、揚水・蓄電池のように起動費のない電源が存在する。不落ブロックの起動費等の事後精算を認める場合、起動費のある電源とない電源の間の競争の公平性が失われ、全体的な調整力コストの増加にもつながりかねない。そのため、「事後精算対象の起動費等を含めた各電源のトータルコストを考慮してメリットオーダーで約定させていく仕組み」の構築を検討いただきたい。			起動費等が未回収となるリスクを踏まえ、これまで起動供出の伴う入札を控えてきた事業者にとって、今回の事後精算の運用開始により入札のインセンティブが働くものと認識しております。その結果、需給調整市場全体の競争が刺激されれば、調整力費用の低減につながるものと認識しております。約定において、起動費等を含んだΔkW単価で約定順位が決まるため、起動費等が生じない電源との間の競争の公平性は損なわれていない認識です。一方で、当該運用開始の結果、不落ブロックが多数発生する場合、ご認識のとおり、調整力費用の増加につながる可能性があるので、状況を注視して参ります。 （電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み）
6	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P.9,20	確認	4．起動費等の事後精算の対象について（3／3）のスライドについて、各事象を表において整理頂いているが、当該表を参照する際に「不落」という概念は、落札していたものの差替および代替不可申請により実需給断面までに当該電源において約定量がなくなったケースも含まれるという理解で良いか。 7．用語の定義（1／3）における不落ブロック・一部不落ブロック・約定間不落ブロックの定義を参照する限り、入札・約定で定義されているが、実需給までにおける追加供出（個別協議）・電源差替・代替不可等のケースにおける取り扱いを御明記頂きたい。			起動費等をΔkW単価に含んで入札した電源が約定し、実需給断面までに当該電源を差替え等を行った場合について、起動費等の未回収は発生しない認識ですので、「不落」に該当しません。いただいたご意見を踏まえ、説明資料6スライドを修正いたします。
7	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P.8	意見	実需給断面における結果として、約定間不落ブロックにおける「最低出力までの発電電力量の機会費用」の総額<「停止・再起動にかかる費用」となったケースにおいて、③約定間不落に伴い、取引会員の判断で停止・再起動を実施した場合、どのような事後精算の扱いとなるのでしょうか？ P.6,9の記載を考慮すると、最低出力までの発電電力量の機会費用が事後精算であると読めるが、P.8のスライドでは読み解けないため、「2．最低出力までの発電電力量の機会費用」の表中の条件を修正または注釈を追記してはどうか。			ご提示いただいたケースにおいては、「停止・再起動にかかる費用」よりも「最低出力までの発電電力量の機会費用」が安価であるため、「最低出力までの発電電力量の機会費用」が事後精算の対象となります。いただいたご意見を踏まえ、説明資料8スライドの「2．最低出力までの発電電力量の機会費用」の条件を修正いたします。
8	覚書（案）	P.4（第2条）	確認	需給調整市場は入札以降のJEPX市場価格を予測して応札価格に反映するガイドラインであるため、入札時点では逸失利益であると想定していたが、実績時点では機会費用が発生していたというケースが生じる可能性があります。実績における機会費用が精算対象であるという理解で良いか。 また、その場合は【提出様式】不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式における一部不落ブロック時の精算において、ΔkW価格に反映されている入札時点の機会費用と、実績の機会費用が異なるため、部分約定を考慮した場合に正しく費用が計算できていないのではないかと。			入札時点で逸失利益であれば、当該入札は起動供出札ではなく余力供出札であると推察されます。余力供出札であれば入札価格に起動費は計上されていないため、起動費事後精算対象外となります。 （電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み）
9	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P.6	確認	現在パブリックコメント中の需給調整ガイドラインに起動費に織り込めるのは1回までとありますが、どこからどこまでの間で織り込むことができるのか。 （例えば週間商品の入札において、7日分×8ブロックに応札する際、各ブロックの入札価格に1回分の起動費を薄く均した費用を織り込むことが可能でしょうか）。 また、前週金曜48コマ目が運転している場合、翌週分の入札価格に起動費を織り込むことは可能でしょうか。	起動費がどのように織り込めるのか具体的ではないため、本件の日替わり時点における精算に対して意見を述べることで・実運用することが非常に難しいため、起動費の反映例を追加頂けないか。		ご提示いただいた1点目の例については、連続した2ブロック以上のブロックへ入札し、その連続したブロックへ1回分の起動費を薄く均した費用を織り込むことは可能です。ご提示いただいた2点目の例も起動費を織り込んで入札可能です。
10	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P.9	確認	TSO運用にて停止・再起動の依頼に応じたが、それにより発生した起動・停止トラブルで起動遅延が発生したコマにおいて、起動費精算の対象となりますでしょうか。 発電販売計画の修正が間に合ったケースと、1コマのみの遅延で間に合わなかったケースに分けてご教示ください。			ご提示のケースについて、余力活用契約を締結している電源で、発電販売計画において最低出力で運転していたが、実需給で一般送配電事業者から停止・再起動の指令があった場合をご想定されている認識ですが、本ケースはいずれの場合も事後精算の対象には該当しません。 なお、ご指摘を踏まえ、説明資料15スライドと不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式の記載例を修正いたします。
11	覚書（案）	P.5（第3条）	確認	第3条の等分メリット単価の事後精算について、翌月第1営業日を過ぎる場合に事後精算に応じていただくことは可能でしょうか。 第1営業日に返還情報に加えて、これらを提出することが時間制約上難しいケースがあり得るため。			事後精算の対象については実需給時点 で把握することが可能であり、取引会員は事実ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
12	覚書（案）	P.5,6（第4条）	確認	第4条1項のヨ、ネについて、「発電電力量」と記載がありますが、「発電電力量」jは計画値でしょうか。 であれば、「発電計画値」等に用語を修正したほうが良いのではないかと。		計画値なのか、計量値なのか誤解を招くため。	「最低出力までの発電電力量」は当該電源の最低出力に達するまでの電力量という意味で使用しており、最低出力が変化する電源も踏まえ、精算対象コマの実績を指しております。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
13	覚書（案）	P.7（第6条）	確認	第6条にて、「約定希望ΔkW」とありますが、「需給調整市場におけるΔkW入札量」で良いか。		需給調整市場における入札において、「最小約定希望量」という概念があり、誤解を招きやすいため、できれば別の用語にしてほしい。	ご認識のとおり、「需給調整市場におけるΔkW入札量」を指しております。現行の取引規程において、「約定希望ΔkW」という用語を規定しておりますので、原案とさせていただきます。
14	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	事後精算の対象範囲	確認	起動停止工程の発電電力量の機会費用について（詳細はメールにてパワーポイント資料をお送りします。）	(案1)起動にかかる費用であり、起動費の内数(起動停止工程の発電電力量において、卸電力市場価格(予想)と限界費用との差額)として入札価格へ計上する。 (案2)BG計画・余力活用の発電量に関わらず、約定前後コマにおける起動停止工程の機会費用(起動停止工程の発電電力量において、卸電力市場価格(実績)と限界費用との差額)を事後精算する。	最低出力分の機会費用は約定時(約定間不落ブロック(コマ)については事後精算時)に精算できるが、起動停止工程の発電電力量の機会費用については、ΔkW約定に起因して発生する費用である一方、どのように扱えばよいかわ不明瞭であるため確認するもの。（メールにてお送りしたパワーポイント資料p1）	「停止・再起動にかかる費用」については、単に起動費を指すものではなく、起動・停止中の発電電力量に応じた費用も含めて事後精算の対象となります。当該費用については、「不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式」の「停止・再起動にかかる費用」に含めてご提出をお願いします。そのうえで、「停止・再起動に係る費用」と「最低出力までの発電電力量の機会費用」を比較し、安価である方の費用を精算いたします。
15	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P7_4. 起動費等の事後精算の対象について 3.停止・再起動にかかる費用	意見	(余力活用契約V3単価と停止・再起動にかかる費用が同一な場合に限る)について 1件目と関係するが、停止・再起動にかかる費用において、起動停止工程の発電電力量の機会費用を考慮すべきではないか（その場合、V3とは一致しない。）（詳細はメールにてパワーポイント資料をお送りします。）	(余力活用契約V3単価と停止・再起動にかかる費用が同一な場合に限る)の記載を削除する。	ΔkWが約定することによる追加費用として起動費(V3)に加えて、起動停止工程の発電電力量の機会費用が発生するため。（メールにてお送りしたパワーポイント資料p2）	ご指摘を踏まえ、説明資料8スライドの説明文「（余力活用契約V3単価と停止・再起動にかかる費用が同一な場合に限る）」を削除いたします。
16	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	事後精算の対象範囲	確認	BG稼働との間が不落であった場合の事後精算対象について（詳細はメールにてパワーポイント資料をお送りします。）	(案1)約定間不落と同様に、BG稼働との間の不落ブロック(コマ)の機会費用を事後精算の対象とする。（停止・起動にかかる費用との比較も同様に対象） (案2)案1が不可の場合は前後にBG稼働があったとしても、入札価格に起動費を計上する。	約定ブロックとBG稼働との間が不落であった場合の事後精算の仕組みが記載されていないため。3次②の入札において、当日BG稼働計画があるユニットは停止しているコマの入札であっても起動費は計上しないことが想定できるが、その場合でも、約定間不落と同様に不落ブロックにも機会費用は発生すると考えられる。（メールにてお送りしたパワーポイント資料p3）	「第1回制度設計・監視専門会合（2024年9月30日）資料8」の整理において、最低出力までの発電電力量の機会費用の事後精算の対象は、約定間不落と整理されておりますので、ご提示のケースにおける機会費用は事後精算の対象外となります。 （電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み）
17	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P19_6. 起動費等の事後精算に係る業務フロー	意見	「不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式」の提出について「1営業日まで」と記載があるが、15暦日までとしていただきたい。		フォーマットが煩雑であり、取引対象が30分化されることも含めてデータ量が膨大となることが想定され、特に対象電源が複数ある事業者にとって作成に多大な時間を要するため。仮に第1営業日に提出が必要な場合、資料作成が間に合わない受渡対象部分は応れできない可能性が高く、市場の活性化に貢献できないため。	事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
18	【提出様式】不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式	AB列	意見	AB列(並解列状態(実績))の必要性について	フォーマットから項目削除	調整力精算に使用される項目であり本精算スキームには直接使用されず、かつ、一般送配電事業者でも並解列状態(実績)は確認できるため削除とすることはどうか。	事後精算を実施する際に、実需給での取引会員の行動を把握するため、当該「並解列状態(実績)」列については、原案とどりとさせていただきます。
19	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	p9	確認	約定間全量不落>>>需給調整市場+余力活用契約>>最低出力で連続運転>>停止・再起動の精算パターンはのとされているが誤りではないか。		⑦は持ち下げ・起動供出機の場合の項目であるため。	ご指摘を踏まえ、説明資料9スライドと不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式の記載例を修正いたします。
20	【提出様式】不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式	p列	意見	最低出力までの発電電力量の機会費用単価[円/kW]（P列）の欄への記載は必須でしょうか。 単位が円/kWであることから、機会費用総額をΔkW入札量で割り戻す必要があると認識していますが、R列に最低出力・S列およびT列に入札量および約定量を記載するのであれば、業務簡素化のためにも機会費用単価[円/kWh]に修正していただきたい。		限界費用ーJEPX価格の方が明らかに算定が案であり、誤認識等を防げるため。	事後精算を実施する際に、実需給での取引会員の行動を把握するため、（円/kW）でのご提出をお願いします。
21	取引規程（案）	第62条(5)	確認	経済差替えについて、平常時の経済合理的な差替えのみならず、電源トラブル時のリソースの差替えについても含まれる認識で良いか。			電源トラブル時のリソースの差替えについては、取引規程第62条(5)に該当しないため、今回の事後精算の対象でございません。
22	取引規程（案）	第62条(6)	確認	(6)は、単純な起動費単価の登録ミスが発生し事後で修正が必要なケースを想定したもので良いのでしょうか。 他に該当するようなケースがあれば具体例をご明示いただきたい。			2025年度以降の起動費用返還に係る運用においては、需給調整市場システムに登録した起動費単価を用いて返還額を算定することとなりますが、実際に要した費用に基づき起動費を精算するにあたり、算定に用いる単価が需給調整市場システムに事前に登録された単価を用いることができない場合を想定した規定です。この場合は、取引会員が予め属地エリアの一般送配電事業者に確認を行うこととなります。
23	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	p.5	確認	下図のブロック番号と日にちを区切る青線が1～2日目と2～3日目で異なっているのは、1回の起動費の織り込み方が日付を跨いでいれほどのような連続時間帯でも問題がないことを示しているという理解で良いか。		起動費の織り込み方法が明確ではないため、1日目は7～2ブロック目、2日目は8～3ブロック目にしている意図が分からなかったため。	ご認識のとおりです。 青線については日付の区切りを示しておりましたので、説明資料5スライドを修正いたします。
24	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	p.6	意見	約定間不落ブロックと不落ブロックの言葉の定義が異なるため、ページ内で使われている言葉は約定間不落ブロックに統一するべきではないか。他のページでも同様。			「約定間不落ブロック」は約定希望ΔkWに対して全部または一部が約定したブロックには含まれた不落ブロックに限定しており、約定希望ΔkWに対して全部が約定しなかったブロックである「不落ブロック」と使い分けて記載しております。 ご意見を踏まえ、説明資料6スライドの説明文を修正いたします。
25	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	p.6	確認	ここでの「不落ブロックにおける起動費」とは、入札時にΔkW単価に加算した起動費の一部が未約定で回収できなくなったもので相違ないか。			ご認識のとおりです。
26	覚書（案）	第1条 2（21）	意見	・等分メリット単価分は、「差替後ΔkW単価」と差替後電源ΔkW単価（本来）の差額を2で除した単価」とされているが、「差替後電源ΔkW単価（本来）」は、「…システムに登録できなかった差替え後の電源の…ΔkW単価」とあるため、システム登録を行った場合の対応についても記載が必要ではないか。	「等分メリット単価分」について、以下の通り修正「差替後ΔkW単価と、差替後ΔkW単価または差替後電源ΔkW単価（本来）の低い方の価格の差額を2で除した単価」	差替え時にシステム登録できる場合とできない場合の2通りがあるものと考えており、どちらか低い方との差額とすることで両パターンの精算が適切に実施できるものと考えられる。 （システム登録できなかった場合は、約定料金から等分メリット単価分を控除、できた場合は、約定料金に上乗せして精算）	本覚書および事後精算の対象となる経済差替えは取引規程第62条(5)に規定する「約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施し、それによって生じた利益を含んだ差替え後のΔkW約定単価として需給調整市場システムに登録せずに事後的に精算する場合」に限定しております。システム登録を行った場合の対応については、いただいたご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
27	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P25	確認	・「※原則、差替え後の電源の情報を需給調整市場システムに再登録し、差替え後の電源に応じたΔkW約定単価（差替え前のΔkW約定単価以下の値）となるよう変更していただきます。」との記載があるが、他方でP24には「差替え後ΔkW単価の需給調整市場システムへの再登録までは求めない・・・」との記載もある。 ・字面から需給調整市場システムへの再登録はしてもしなくてもどちらでもよいと読めるが、事後精算にあたっては「経済差替理由書」の情報を以って、TSOと取引会員間で精算されとの理解でよいか。（差替時に、現行の運用通りΔkW単価（本来）に変更した場合は、差替前ΔkW単価ー差替後ΔkW単価（＝差替後ΔkW単価（本来））にて、等分メリット単価分を算定する） ・また再登録をする場合のタイミングについては、実需給までに行えばよいとの理解でよいか。			ご指摘を踏まえ、説明資料25スライドの※書きを修正いたします。 また、システム登録を行った場合の対応については、取引規程第36条第3項を修正いたします。 再登録のタイミングについては、ご認識のとおりです。
28	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P26	意見	・経済差替理由書の項目に、「差替後ΔkW単価」があるが、備考欄に「※差替前ΔkW単価と同値」との記載がある。 ・他方で同理由書には、「差替前ΔkW単価」の項目もあり、この「差替後ΔkW単価」は何なのかよくわからない。紛らわしいため削除してはどうか。			差替後ΔkW単価は、差替後の電源の需給調整市場システムに登録したΔkW単価を指しており、差替前ΔkW単価の電源とは電源が異なります。
29	【説明資料】起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について	P26	意見	・「提出期間が属する月の翌月第1営業日まで・・・」と記載があるが、働き方改革における年末年始の休暇促進などの観点から5営業日などとしてはどうか。			事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
30	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P30	確認	・経済差替を行う合理性が認められない場合については、どのような精算処理となるのかを明示頂きたい。 ・差替えは実行した上でBGバランスが作成されることを考えると、認められなかった場合は、単なる電源差替えを行っただけとなるのか。			経済差替えを行う合理性が認められないと考えられる場合については、一般送配電事業者は電力・ガス取引監視等委員会に報告の上、電力・ガス取引監視等委員会の指示に従い対応します。
31	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P32	確認	・経済差替え後の本来の単価とは何かを確認したい。 ・通常の需給調整市場への入札においては、市場価格については予測値を使用することが認められているが、他方で経済差替後においては、経済差替を宣言するタイミングによって予測値か実績値かが異なると考えられる。 ・例えば、週間商品応札時点では余力がなかったが、実需給に近くなると余力がある蓋然性が高まり、経済差替を行った上でスポット取引を行う場合などは、その差替え時点での市場価格（予測値）を用いて差替を行うといった形になると理解してよいか。この場合には、週間断面での予測値と異なる予測値を用いることになるが、これも否定されているものではないという理解でよいか。 ・仮に上記が認められない場合、経済差替は基本的にスポット取引以降に行うものに限定され、市場価格は実績値を用いることとなると思慮するが、このような詳細部分は属地TSOとの協議の中で属地TSOが適切と判断すればよいとも受け取れるため、見解をお聞かせ願いたい。			経済差替え後の本来の単価について、経済差替えを行うタイミングによって予測値か実績値が異なる点、ご認識のとおりです。 なお、本来の単価については、属地エリアの一般送配電事業者の判断ではなく、需給調整市場ガイドライン（経済産業省）の定めに従っていただくものと理解しております。
32	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P13-17	意見	・P13～17はイメージ例として記載されており、P9に記載されたすべてのパターンを記載する意図ではない（例えば、持ち下げ供出ししない場合のパターン⑦はP17に示された加重平均側にまとめて記載されている）ものと推測するが、非常に混同しやすいことから齟齬防止のためにも、全てのパターンのイメージを明確に記載頂きたい。 （持ち下げ供出ししない場合の全パターンと持ち下げ供出し加重平均で入札した場合の全パターンのイメージをそれぞれ記載）			すべてのパターンを網羅した表を作成することが困難なため、代表的なケースを記載しております。 ご理解の促進のため、代表的なケースにおけるフロー図を説明資料に追加いたします。
33	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P24,30	確認	差替後ΔkW単価の需給調整市場システムへの再登録までは求めず、事後でBSPからTSOへ返還することとなっているが、GCまでにΔkW単価を差替後単価で再登録した場合には、「経済差替理由書」の提出は不要であり、本件スキームの対象外となる認識でよいか。もしくは、GCまでにΔkW単価を差替後単価で再登録した場合、属地TSO殿で等分メリット単価分を算出のうえ、別途精算いただけるのか、扱いを確認したい。	からTSOへ返還することとなっているが、GCまでにΔkW単価を差替後単価で再登録した場合には、「経済差替理由書」の提出は不要であり、本件スキームの対象外となる認識でよいか。もしくは、GCまでにΔkW単価を差替後単価で再登録した場合、属地TSO殿で等分メリット単価分を算出のうえ、別途精算いただけるのか、扱いを確認したい。		ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で再登録した場合には、経済差替理由書の提出は不要であり、事後精算の対象外となる点、ご認識のとおりです。 本覚書および事後精算の対象となる経済差替えは取引規程第62条（5）に規定する「約定した単独発電機または各リスト・パターンを経済合理的理由により差替えを実施し、それによって生じた利益を含んだ差替え後のΔkW約定単価として需給調整市場システムに登録せずに事後的に精算する場合」に限定しております。 いただいたご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
34	覚書（案）	第7条	意見	GCまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに再登録した場合の扱いについて明記いただく必要があると史料。			ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに登録した場合の対応については、いただいたご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。
35	覚書（案）	第1条第1項	確認	説明会資料では本スキームの適用を2025年4月1日からとされている。一方で、現時点で意見募集を行っている以上、年度内締結は現実的に不可と考えており、適宜適用とする方向と史料。 覚書締結までの期間において、経済差替えを実施し、GCまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに再登録していた場合、TSO・BSPいずれから申し出ることでも当該期間分についても精算可能か。精算可との場合、等分メリット単価分はTSOが算定のうえ別途精算頂けるのか確認したい。			覚書については、2025年4月1日実需給分から適用する前提で、2025年4月中に締結予定です。 また、ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに登録した場合の対応については、取引規程第36条第3項を修正いたします。
36	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P10,26	意見	様式の提供期間について「翌月の第1営業日」までに属地TSOへメールで提出とされているが、「翌月の第5営業日」に延期いただきたい。	翌月の第5営業日に延期	2025年度からの事後精算は、従来の起動費返還と異なり、条件ごとの算定が必要ことや、前日商品も30分コマとなることから、第1営業日では十分な尤度を確保できているとは言い難く、期日延長を強く希望する。 今年度、容量市場リクワイアメントの異議申立期間を第5営業日から第7営業日に変更いただいた事例があり、需給調整市場においてもご配慮をお願いしたい。 2023年3月31日に公表された「持ち下げ供出および起動費等の扱いに関する意見募集の回答」においても同様の意見が複数あったが、「持ち下げ供出については約定時点、起動費については実需給時点で返還要否を判定することが可能であり、取引会員さまは日ごとに約定単価内訳兼返還情報を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できております」との回答であった。今回は従来と比較し算定、記載項目が増加することから、再度ご確認いただき、5営業日では一般送配電事業者側の精算対応が困難なのであれば、精算月を1ヶ月後ろに送ることもご検討いただきたい。2025年度から開始される事後精算は市場の調達不足を解消するための誘導的措置であり、電力調整力取引および一般送配電事業者におかれても、市場運営者として前向きなご対応をお願いしたい。	事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
37	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P12,13	意見	パターン②全量不落において「発電電力量の機会費用」を精算対象としていただきたい。	パターン②全量不落においても、リソースによって起動後の最低連続運転時間の設備条件がある場合は、最低出力までの発電電力量の機会費用を精算対象とする。	リソースによっては設備上、次回停止までに最低運転時間が設定されているケースが存在することから、例として、パターン②全量不落で約定コマが1コマのみの場合、30分だけ運転して停止といった対応が困難であり、前後の運転ブロックの最低出力までの機会費用が費用回収できない。そのため、約定間全量不落（歯抜け）ではない場合も、リソースによっては最低出力までの機会費用の精算を対象としていただきたい。	パターン②全量不落において「発電電力量の機会費用」については、今回の事後精算の対象ではございません。 いただいたご意見については、電力・ガス取引監視等委員会へ連携いたします。
38	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P16	確認	⑥持ち下げ・起動供出機を加重平均単価入札（全量不落）のイメージ例において、精算の対象の図の内、起動供出機側の3ブロックの応札結果が「不落」の表記になっていますが、「約定」の誤りでしょうか。			ご指摘のとおり、誤記のため説明資料16スライドを修正いたします。
39	【提出様式】不約定 単価内訳兼起動費事 後精算情報様式	U列「最低出力までの発電電力量の機会費用単価×（約定希望ΔkW-ΔkW約定量）」	確認	U列「最低出力までの発電電力量の機会費用単価×（約定希望ΔkW-ΔkW約定量）」の算定式がsheetによって異なりますが、記載例sheetの算定式が正でしょうか。 様式sheet：「P10*R10」 記載例sheet：「P10*(S10-T10)」			ご認識のとおり、記載例sheet：「P10*(S10-T10)」が正しいため、様式sheetを修正いたします。
40	【説明資料】起動費 等および経済差替時の扱いに関する事後 精算について	P24～29,P31	意見	差替後ΔkW単価の需給調整市場システム(MMS)への登録を、25pの※原則のもと、差替の都度「差替後電源ΔkW単価(本来)」をMMSへ登録した場合でも「等分メリット単価分」を精算可能としていただきたい。	経済差替理由書の等分メリット単価分の計算を以下の通り修正いただきたい。 意見集約案 U列「差替後ΔkW単価」→K列「差替後電源ΔkW単価(本来)」 修正希望 I列「差替前ΔkW単価」→K列「差替後電源ΔkW単価(本来)」	差替後ΔkW単価の需給調整市場システム(MMS)への登録を、25pの※原則のもと、差替の都度「差替後電源ΔkW単価(本来)」をMMSへ登録した場合でも「等分メリット単価分」を精算可能としていただきたい。 24pで「システムへの再登録までは求めないこととし」と記載があるが、事業者によっては従来価格規律に適合するため差替の都度再登録するようなシステム検討した経緯にあり、従来通りの対応を行っても経済差替によって生じた利益は事後精算可能としていただきたい。（専門会合の整理では「再登録までは求めないことを"可能"とし」とあり、あくまで選択肢として認められたものと解釈。再登録しないことを精算条件にするという趣旨では無いと史料）	ゲートクローズまでにΔkW単価を差替後単価で需給調整市場システムに登録した場合の対応については、いただいたご意見を踏まえ、取引規程第36条第3項を修正いたします。